

令和 5 年 6 月 8 日現在

機関番号：32641

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2022

課題番号：21K20094

研究課題名（和文）ICSID仲裁判断執行システムにおける国内裁判所の権限に関する研究

研究課題名（英文）Role of Domestic Courts in the ICSID Award Enforcement System

研究代表者

田村 侑也（TAMURA, Yuya）

中央大学・法学部・助教

研究者番号：70908037

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、投資家対国家の紛争解決（Investor-State Dispute Settlement、以下、「ISDS」）制度のひとつである投資仲裁のうち、日本も締約国である、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下、「ICSID条約」）に従って下されたICSID仲裁判断の承認・執行に焦点を置き、ICSID仲裁判断の承認・執行手続において、ICSID仲裁において敗れた投資受入国が提起する裁判権免除の抗弁の処理方法、および、そのような投資受入国の国有企業の財産に対する強制執行が申し立てられた際の、日本法上の法律構成、を検討し、研究論文を執筆・発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で得られた研究成果の学術的・社会的意義は、ICSID仲裁判断の承認・執行に関連する上述の2つの論点について、諸外国（米国・英国・豪州）の裁判例を比較法的に分析し、ICSID条約締約国としての処理方法や、日本法上の法律構成を明らかにしたことにある。近時、日本企業による投資仲裁の利用は増加傾向にあり、今後、自己に有利なICSID仲裁判断を得た日本企業が、その承認・執行を日本の裁判所に申し立てること、また、その際に本研究で検討した論点の問題になることが考えられる。

研究成果の概要（英文）：This project focused on recognition and enforcement of arbitral awards rendered under the Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States (ICSID Convention), of which Japan is a Contracting State. Achievements include publication of articles on 1) how ICSID award enforcing courts should address the defense of jurisdictional immunity raised by host states, and 2) possibility of execution against properties of state-owned enterprises of host states under the law of Japan.

研究分野：国際法学

キーワード：ICSID仲裁判断 国際投資仲裁 仲裁判断の承認・執行 主権免除 投資家対国家の紛争解決（ISDS）

## 1. 研究開始当初の背景

ISDS 制度の一つである投資仲裁においては、仲裁廷が紛争の裁定を行い、仲裁判断を下す。特に、そのような投資仲裁手続において投資受入国が敗れ、かつ任意に履行しない場合に、自己に有利な仲裁判断を得た投資家は、その内容の強制的な実現のため、当該受入国の財産が所在する第三国等の裁判所において承認・執行手続を執る。この点、承認・執行の求められる仲裁判断が、ICSID 条約に従って下された場合には、同条約のすべての締約国においてその承認・執行が可能である。また ICSID 条約は、ICSID 仲裁判断の承認・執行について、一切の拒絶事由を規定しておらず、ゆえに執行裁判所が、ICSID 仲裁判断の有効性等を審査することを認めていない。しかし近時では、執行地の裁判所によるそのような審査や、承認・執行の拒絶または停止がみられる。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、ICSID 条約の下での ICSID 仲裁判断の承認・執行手続における、執行裁判所の権限（具体的には、ICSID 仲裁判断の承認・執行拒絶または停止の可否）を明確化し、現状の ICSID 仲裁判断執行システムの構造上の限界を特定することである。これは、換言すれば、ICSID 条約 54 条および 55 条が規定する、同条約締約国の ICSID 仲裁判断の承認・執行義務について、その内容と範囲を明確化することである。加えて、ISDS 制度における、実効性と持続可能性を備えた執行システムの実現に向け、日本の視点から政策的提言を行うことも、その目的とする。

## 3. 研究の方法

上述の背景および目的に鑑み、本研究補助期間（2021 年度から 2022 年度まで）においては、次の 3 点について検討を行い、研究発表および論文投稿を通じて、その研究成果を公表することとした。

第一に、ICSID 仲裁判断の承認・執行手続における裁判権免除の抗弁の処理についてである。ICSID 仲裁判断の承認・執行手続において、ICSID 仲裁において敗れた投資受入国が裁判権免除の抗弁を提起した場合に、執行裁判所がどのように処理すべきかについて、豪州連邦裁判所による Infrastructure Services Luxembourg 事件判決を主たる分析対象として、また米国の裁判例との比較を通じて、検討する。

第二に、投資受入国を敗れた当事者とする ICSID 仲裁判断に基づいて強制執行手続が執られる場合の、執行対象財産の範囲についてである。この論点については、ICSID 条約に依らない非 ICSID 仲裁の場合を含めた、投資仲裁判断に基づく強制執行手続、より広くは、(外国)判決を含む、外国国家を名宛人とする債務名義に基づく強制執行手続全般に妥当する。そこで、米国および英国の判例法理（近時の裁判例を含む）を手がかりに、日本における、外国国家を名宛人とする判決・(投資)仲裁判断に基づく、当該外国の国有企業の財産に対する強制執行の可能性を検討する。

第三に、本研究の総括的検討として、ICSID 条約の下での執行裁判所の権限を明確にし、ICSID 仲裁判断の承認・執行可否に関する執行裁判所間での判断の調和についての、現状の執行システムの構造的な限界を特定するとともに、ISDS 改革について、欧州連合 (EU) による多国間投資裁判所の設立案、また国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) の第三作業部会による改革案（議事録や各国・団体の意見書を含む）を主な分析対象として、特に承認・執行制度に関する議論状況の整理および問題点の洗い出しを行い、我が国の視点から政策的提言を行う。

## 4. 研究成果

前項に示した方法に従って検討を進め、本研究補助期間においては、以下の成果を得ることができた。

第一に、ICSID 仲裁判断の承認・執行手続における裁判権免除の抗弁の処理については、研究論文を執筆し、「豪州における ICSID 仲裁判断の承認・執行と主権免除」『比較法雑誌』55 巻 4 号（2022 年）139-172 頁を公表した。上述の通り、豪州連邦裁判所における ICSID 仲裁判断の承認・執行に関する裁判例の分析、および米国の裁判例との比較・検討を通じて、ICSID 仲裁判断の承認・執行手続において、投資受入国が裁判権免除の抗弁を提起した場合に、執行裁判所は、国内主権免除法（豪州の場合は外国国家免除法、米国の場合には外国主権免除法）ではなく、ICSID 条約それ自体（またはその国内実施制定法）に基づいて、裁判権免除を否定すべきと結論付けた。これは、ICSID 条約は、執行地の主権免除法のうち、執行免除に関する規定の適用のみを留保していると解されるからである。

第二に、投資受入国を敗れた当事者とする ICSID 仲裁判断に基づいて強制執行手続が執られる場合の、執行対象財産の範囲については、研究論文を執筆し、「執行免除の範囲に関する抵触法的考察 - 投資仲裁判断に基づく国有企業の財産に対する強制執行 - 」『国際私法年報』24 号（2022 年）118-142 頁を公表した。上述の通り、外国国家を名宛人とする判決・(投資)仲裁判断に基づく、当該外国の国有企業の財産に対する強制執行について、米国および英国の判例法理

をふまえ、日本法上の法律構成を検討した。まず、日本の対外国民事裁判権法の下で国有企業が外国国家の一機関であるかを判断するアプローチと、私法上の法人格否認の法理を用いるアプローチを示した。後者の法人格否認は、執行文付与の訴えと、第三者異議の訴えにおいて争われ得るところ、法人格否認の準拠法は、前者の場合には、手続法上の問題として基本的には法廷地法たる日本法になり、後者の場合には、実体法上の問題であることから、国有企業の従属法になることを示した。

第三に、本研究の総括的検討、および ISDS 改革に対する政策的提言については、現在も検討を進めており、現時点では研究成果の公表には至っていない。特に ISDS 改革については、投資仲裁における上訴制度の導入や、多国間投資裁判所の設立といった、新たな投資紛争解決機関の設立が議論されており、そのような機関が下した（仲裁）判断の承認・執行制度の在り方についても議論がなされている。さらに検討を進め、2023 年度中に学会等での口頭発表を行い、そこでの議論を踏まえた論文の執筆・発表へとつなげたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 田村侑也	4. 巻 55-4
2. 論文標題 豪州におけるICSID仲裁判断の承認・執行と主権免除	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法雑誌	6. 最初と最後の頁 139-172
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 田村侑也	4. 巻 24
2. 論文標題 執行免除の範囲に関する抵触法的考察 - 投資仲裁判断に基づく国有企業の財産に対する強制執行 -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際私法年報	6. 最初と最後の頁 118-142
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------